

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公表番号】特表2007-532167(P2007-532167A)

【公表日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-044

【出願番号】特願2007-506836(P2007-506836)

【国際特許分類】

A 45 D 26/00 (2006.01)

【F I】

A 45 D 26/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月7日(2008.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚から脱毛性配合物を除去する非剃毛型器具であって、

使用の際、前記皮膚に向く下面を備えたヘッド(10)と、

前記ヘッド(10)の運動を行わせる取っ手(4)と、を有し、

該ヘッド(10)は、前記ヘッド(10)の下面から横方向に突き出た少なくとも1つの除去エッジ(12)を有し、前記除去エッジは、前記除去エッジが使用にあたり前記脱毛性配合物及び脱毛した毛の除去を行うように前記皮膚上を移動されるように構成され、

前記ヘッドは、前記下面で支持され且つ前記ヘッド(10)を前記皮膚上を移動させたときに前記皮膚に塗布されるように配置された非脱毛性配合物の源を更に有する、

器具。

【請求項2】

前記非脱毛性配合物は、固体である、請求項1記載の器具。

【請求項3】

前記非脱毛性配合物は、次のもの、即ち、保湿剤、フレグランス、石鹼、着色剤、昆虫忌避剤、剥離剤、潤滑剤、抗炎症剤、毛再成長阻害剤及び脱臭剤のうち少なくとも1つから選択される、請求項1又は2記載の器具。

【請求項4】

前記源は、前記除去エッジ(12)の上流側に設けられる、請求項1～3のうちいずれか一に記載の器具。

【請求項5】

前記源は、前記除去エッジ(12)の下流側に設けられる、請求項1～4のうちいずれか一に記載の器具。

【請求項6】

前記除去エッジは、可撓性フィンであり、前記可撓性フィンは、その弛緩状態では、前記ヘッドから前記非脱毛性配合物の前記源を越えた程度まで突き出ているが、使用にあたり撓んで前記源を前記皮膚に接触させることができる、請求項1～5のうちいずれか一に記載の器具。

【請求項7】

前記下面是、全体として平らである、請求項1～6のうちいずれか一に記載の器具。

【請求項 8】

複数の除去エッジを有する、請求項 1 ~ 7 のうちいずれか一に記載の器具。